



# 鳥取県公報

平成 26 年 3 月 28 日 (金)  
号外第 4 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 訓 令	鳥取県公印規程の一部を改正する訓令 (1) (政策法務課) . . . . . 2
	鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令 (2) (〃) . . . . . 5
	職員の任免発令規程の一部を改正する訓令 (3) (人事企画課) . . . . . 7
	現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令 (4) (福利厚生課) . . . . . 21
	現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令 (5) (〃) . . . . . 25
	鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (6) (〃) . . . . . 32
	鳥取県情報システム事務処理規程及び鳥取県ウェブサイト運用管理規程の一部を改正す る訓令 (7) (情報政策課) . . . . . 34
	鳥取県守衛服務規程を廃止する訓令 (8) (総務課) . . . . . 36

# 訓 令

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県訓令第 1 号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程（昭和26年鳥取県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する

改 正 後					改 正 前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
公印の種類	ひな形	寸法	管理者	摘要	公印の種類	ひな形	寸法	管理者	摘要
1 知事印 第1号・第2号	略				1 知事印 第1号・第2号	略			
第3号	<u>鳥 取 県 知 事 印</u>	27ミリメートル平方	人事企画課長	<u>辞令その他政策法務課長が適当と認めるもの</u>	第3号	鳥 取 県 知 事 印	27ミリメートル平方	人事企画課長	辞令用
第4号～第7号	略				第4号～第7号	略			
2 専用知事印 第1号	略				2 専用知事印 第1号	略			
第2号	<u>知 鳥 事 取 印 県 伺 専 用</u>	27ミリメートル平方	<u>主務課長 機関の長</u>	縦書きの文書用	第2号	知 鳥 事 取 印 県 伺 専 用	27ミリメートル平方	<u>政策法務課長 機関の長</u>	縦書きの文書用
第3号	<u>鳥 取 県 知 事 印 伺 専 用</u>	15ミリメートル平方	<u>主務課長 機関の長</u>	携帯用手帳、免許証その他政策法務課長が適当と認めるもの	第3号	鳥 取 県 知 事 印 伺 専 用	15ミリメートル平方	<u>政策法務課長 機関の長</u>	携帯用手帳、免許証その他政策法務課長が適当と認めるもの
第4号～第6号	略				第4号～第6号	略			
3 知事職務代理者印 第1号・第2号	略				3 知事職務代理者印 第1号・第2号	略			
第3号	<u>鳥 取 県 知 事 職 務 代 理 者 印</u>	28ミリメートル平方	人事企画課長	<u>辞令その他政策法務課長が適当と認めるもの</u>	第3号	鳥 取 県 知 事 職 務 代 理 者 印	28ミリメートル平方	人事企画課長	辞令用
4～8 略					4～8 略				
9 局長印 第1号	略				9 局長印 第1号	略			
第2号	<u>何 鳥 局 取 長 県 印</u>	22ミリメートル平方	政策法務課長	縦書きの文書用	第2号	何 鳥 局 取 長 県 印	22ミリメートル平方	政策法務課長	縦書きの文書用
第3号	<u>鳥 取 県 何 部（局） 何 局 長 印</u>	22ミリメートル平方	主管課長		第3号	鳥 取 県 何 部（局） 何 局 長 印	22ミリメートル平方	主管課長 まんが王国官 房長	
10 部内局長印 第1号	<u>鳥 取 県 何 部（局）</u>	22ミリメートル平方	主管課長		10 会計管理者局長 印 第1号	鳥 取 県 会 計 管 理 者	22ミリメートル平方	会計局長 庶務集中局長	

	何 局 長 印			
11 課長印 第1号	鳥 取 県 何 部 ( 局 ) 何 課 長 印	21ミリメートル平 方	主務課長	
第2号	何 部 鳥 課 ( 取 長 局 県 印 ) 何	21ミリメートル平 方	主務課長	縦書きの文書用
12・13 略				
14 出納員印 第1号	鳥 取 県 出 納 員 印	18ミリメートル平 方	出納員	
第2号	鳥 取 県 何 所 ( 機 関 名 ) 出 納 員 印	18ミリメートル平 方	出納員	
第3号	鳥 取 県 何 所 ( 機 関 名 ) 出 納 員 印 何 専 用	18ミリメートル平 方	出納員	
15 分任出納員印 第1号	鳥 取 県 何 所 ( 機 関 名 ) 分 任 出 納 員 印	18ミリメートル平 方	分任出納員	
第2号	鳥 取 県 何 所 ( 機 関 名 ) 分 任 出 納 員 印 何 専 用	18ミリメートル平 方	分任出納員	
16~20 略				
21 機関の印 第1号	鳥 取 県 何 所 ( 機 関 名 ) 印	30ミリメートル平 方	機関の長	
第2号	名 ( 何 鳥 機 取 印 関 所 県	40ミリメートル平 方	機関の長	修了証書、卒業証 書その他政策法務 課長が適当と認め るもの

	何 局 長 印			
11 課長印 第1号	鳥 取 県 何 部 ( 局 ) 何 課 長 印	21ミリメートル平 方	主務課長	
第2号	鳥 取 県 何 部 何 局 何 課 長 印	21ミリメートル平 方	主務課長	
第3号	何 部 鳥 課 ( 取 長 局 県 印 ) 何	21ミリメートル平 方	主務課長	縦書きの文書用
11の2 会計管理者 課長印 第1号	鳥 取 県 会 計 管 理 者 何 局 何 課 長 印	21ミリメートル平 方	会計指導課長 審査出納課長 集中業務課長 物品契約課長	
12・13 略				
14 出納員印 第1号	鳥 取 県 出 納 員 印	18ミリメートル平 方	出納員	
第2号	鳥 取 県 何 所 ( 機 関 名 ) 出 納 員 印	18ミリメートル平 方	出納員	
第3号	鳥 取 県 何 所 ( 機 関 名 ) 出 納 員 印 何 専 用	18ミリメートル平 方	出納員	
第4号	鳥 取 県 何 部 ( 局 ) 何 ( 機 関 名 ) 出 納 員 印	18ミリメートル平 方	出納員	
第5号	鳥 取 県 何 ( 機 関 の 内 部 組 織 名 ) 出 納 員 印	18ミリメートル平 方	出納員	
15 分任出納員印 第1号	鳥 取 県 何 所 ( 機 関 名 ) 分 任 出 納 員 印	18ミリメートル平 方	分任出納員	
第2号	鳥 取 県 何 ( 機 関 の 内 部 組 織 名 ) 分 任 出 納 員 印	18ミリメートル平 方	分任出納員	
第3号	鳥 取 県 何 所 ( 機 関 名 ) 分 任 出 納 員 印 何 専 用	18ミリメートル平 方	分任出納員	
16~20 略				
21 機関の印 第1号	鳥 取 県 何 所 ( 機 関 名 ) 印	30ミリメートル平 方	機関の長	
第2号	名 ( 何 鳥 機 取 印 関 所 県	40ミリメートル平 方	機関の長	修了証書、卒業証 書その他政策法務 課長が適当と認め るもの


附 則  
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県訓令第2号**

鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書の管理に関する規程（平成24年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第2項に規定する本庁（総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋代表部、総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター及び農林水産部農業大学校（以下「特定機関」という。）を除く。）及び鳥取県会計管理者組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第2条第1項の規定により設置された局をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方機関等 鳥取県行政組織規則第2条第3項に規定する地方機関（総合事務所にあっては鳥取県行政組織規則第21条各項の表の左欄に掲げる局（以下「局」という。）と、鳥取県総合事務所等設置条例第6条第1項の規定により設置された農林事務所にあつては東部農林事務所及び東部農林事務所八頭事務所とする。）及び鳥取県会計管理者組織規則第2条第2項の規定により設置された米子工事検査事務所及び特定機関をいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 所属 鳥取県行政組織規則第5条第2項の規定により設置された文化観光スポーツ局まんが王国官房及び農林水産部試験場統括本部、同規則第</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第2項に規定する本庁（総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋代表部、総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、<u>農林水産部農業大学校、農林水産部全国植樹祭課、農林水産部農林総合研究所企画総務課、農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場及び農林水産部農林総合研究所林業試験場</u>（以下「特定機関」という。）を除く。）及び鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第15条第1項の規定により設置された<u>会計管理者</u>をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方機関等 鳥取県行政組織規則第2条第3項に規定する地方機関（総合事務所にあっては鳥取県行政組織規則第22条各項の表の左欄に掲げる局（以下「局」という。）と、鳥取県総合事務所等設置条例第6条第1項の規定により設置された農林事務所にあつては東部農林事務所及び東部農林事務所八頭事務所とする。）及び特定機関をいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 所属 鳥取県行政組織規則第5条第2項の規定により設置された文化観光局まんが王国官房、同規則第6条の規定により設置された課（特定機</p>

<p>6条の規定により設置された課（特定機関を除く。）、鳥取県会計管理者組織規則第2条第1項の規定により設置された局並びに地方機関等をいう。</p> <p>(6)～(17) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第1 文書の保存期間の区分（第32条関係）</p> <p>1 30年保存</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 知事、副知事、統轄監、部局（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条の規定により設置された部局をいう。以下同じ。）の長及び会計管理者の事務引継書</p> <p>(14)・(15) 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>関を除く。）、鳥取県会計管理者組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第2条の規定により設置された局及び地方機関等をいう。</p> <p>(6)～(17) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第1 文書の保存期間の区分（第32条関係）</p> <p>1 30年保存</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 知事、副知事、統轄監、部局（鳥取県行政組織条例第2条の規定により設置された部局をいう。以下同じ。）の長及び会計管理者の事務引継書</p> <p>(14)・(15) 略</p> <p>2～6 略</p>
--	--

## 附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県訓令第3号**

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程（昭和39年鳥取県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
兼務の対象となる職員		兼務する所属部課所		兼務の対象となる職員		兼務する所属部課所	
略				略			
総務部	総務課	略 庶務を担当する職員	未来づくり推進局企画課、未来づくり推進局広報課、未来づくり推進局県民課、未来づくり推進局鳥取力創造課、総務部財政課、総務部政策法務課、総務部税務課、総務部営繕課、総務部行政監察・法人指導課、 <u>総務部情報政策課</u> 、総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋代表部、総務部行財政改革局人事企画課、総務部行財政改革局業務効率推進課、総務部行財政改革局財源確保推進課、総務部行財政改革局職員人材開発センター、総務部行財政改革局福利厚生課、総務部人権局人権・同和対策課	総務部	総務課	略 庶務を担当する職員	未来づくり推進局企画課、未来づくり推進局広報課、未来づくり推進局県民課、未来づくり推進局鳥取力創造課、総務部財政課、総務部政策法務課、総務部税務課、総務部営繕課、総務部行政監察・法人指導課、 <u>総務部工事検査課</u> 、総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋代表部、総務部行財政改革局人事企画課、総務部行財政改革局業務効率推進課、総務部行財政改革局財源確保推進課、総務部行財政改革局職員人材開発センター、総務部行財政改革局福利厚生課、総務部人権局人権・同和対策課
情報政策課	システム刷新室長	総務部		行政監察・法人指導課	行政監察の事務を担当する課長補佐及び係長	総務部工事検査課	
略				略			
行財政改	業務改善を担当する課	総務部情報政策課					

	革局業務効率推進課	長補佐			
	行財政改革局財源確保推進課	債権管理の事務を担当する職員	総務部税務課、総務部行財政改革局福利厚生課、農林水産部経営支援課、農林水産部森林・林業振興局林政企画課、県土整備部空港港湾課、中部総合事務所県土整備局	行財政改革局財源確保推進課	債権管理の事務を担当する職員 総務部税務課、総務部行財政改革局福利厚生課、 <u>総務部人権局人権・同和対策課</u> 、農林水産部経営支援課、農林水産部森林・林業振興局林政企画課、県土整備部空港港湾課、中部総合事務所県土整備局、 <u>東部生活環境事務所</u> 、 <u>東部農林事務所</u> 、 <u>鳥取県土整備事務所</u>
地域	地域	略			地域
振興部	振興課	庶務を担当する職員	地域振興部とっとり暮らし支援課、地域振興部交通政策課、地域振興部教育・学術振興課、地域振興部統計課、地域振興部男女共同参画推進課、 <u>地域振興部東部振興監東部振興課</u>	振興部	振興課 庶務を担当する職員 地域振興部とっとり暮らし支援課、地域振興部交通政策課、地域振興部教育・学術振興課、地域振興部統計課、地域振興部男女共同参画推進課、 <u>地域振興部情報政策課</u>
	東部振興監東部振興課	課長	危機管理局	東部振興監東部振興課	課長 危機管理局、 <u>東部県税事務所</u> 、 <u>東部福祉保健事務所</u> 、 <u>福祉相談センター</u> 、 <u>鳥取看護専門学校</u> 、 <u>鳥取療育園</u> 、 <u>精神保健福祉センター</u> 、 <u>東部生活環境事務所</u> 、 <u>東部農林事務所</u> 、 <u>鳥獣対策センター</u> 、 <u>鳥取県土整備事務所</u> 、 <u>八頭県土整備事務所</u>
		課内業務を総括する課長補佐			東部県税事務所、東部福祉保健事務所、福祉相談センター、鳥取看護専門学校、鳥取療育園、精神保健福祉センター、東部生活環境事務所、東部農林事務所、鳥獣対策センター、鳥取県土整備事務所、八頭県土整備事務所
				鳥取市に所	東部県税事務所、東部福



						在する地方 機関（知事 が別に定め るものを除 く。）の庶 務を担当す る職員	祉保健事務所、福祉相談 センター、鳥取看護専門 学校、鳥取療育園、精神 保健福祉センター、東部 生活環境事務所、東部農 林事務所、鳥取県土整備 事務所
						八頭郡八頭 町に所在す る地方機関 の庶務を担 当する職員	東部農林事務所、鳥獣対 策センター、八頭県土整 備事務所
文化 観光 スポ ーツ 局	文化 政策 課	略 庶務を担当 する職員	文化観光スポーツ局交流 推進課、文化観光スポー ツ局観光戦略課、文化観 光スポーツ局スポーツ 課、文化観光スポーツ局 まんが王国官房	文化 観光 局	文化 政策 課	略 庶務を担当 する職員	文化観光局交流推進課、 文化観光局観光政策課、 文化観光局国際観光推進 課、文化観光局まんが王 国官房
福祉 保健 部	福祉 保健 課	略 庶務を担当 する職員	福祉保健部障がい福祉 課、福祉保健部長寿社会 課、 <u>全国障がい者芸術・ 文化祭実施本部全国障が い者芸術・文化祭課</u> 、福 祉保健部子育て王国推進 局子育て応援課、福祉保 健部子育て王国推進局青 少年・家庭課、福祉保健 部子育て王国推進局子ど も発達支援課、福祉保健 部健康医療局健康政策 課、福祉保健部健康医療 局医療政策課、福祉保健 部健康医療局医療指導課	福祉 保健 部	福祉 保健 課	略 庶務を担当 する職員	福祉保健部障がい福祉 課、福祉保健部長寿社会 課、福祉保健部子育て王 国推進局子育て応援課、 福祉保健部子育て王国推 進局青少年・家庭課、福 祉保健部子育て王国推進 局子ども発達支援課、福 祉保健部健康医療局健康 政策課、福祉保健部健康 医療局医療政策課、福祉 保健部健康医療局医療指 導課
生活 環境 部	環境 立県 推進 課	略 庶務を担当 する職員	生活環境部水・大気環境 課、生活環境部衛生環境 研究所、生活環境部循環 型社会推進課、生活環境 部緑豊かな自然課、生活 環境部砂丘事務所、生活 環境部くらしの安心局く らしの安心推進課、生活	生活 環境 部	環境 立県 推進 課	略 庶務を担当 する職員	生活環境部水・大気環境 課、生活環境部衛生環境 研究所、生活環境部循環 型社会推進課、生活環境 部緑豊かな自然課、生活 環境部砂丘事務所、生活 環境部くらしの安心局く らしの安心推進課、生活

			環境部くらしの安心局消費生活センター、生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課				環境部くらしの安心局消費生活センター、生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課、生活環境部くらしの安心局住宅政策課
	略				略		
緑豊 かな 自然 課				山陰海岸世界ジオパーク推進室の職員（室長を除く。）	文化観光スポーツ局観光戦略課		生活環境部砂丘事務所 生活環境部砂丘事務所 文化観光局観光政策課
						山陰海岸世界ジオパーク推進室の職員（室長を除く。）	
						都市計画に関する事務の総括を担当する課長補佐及び景観づくりの事務を担当する係長	生活環境部緑豊かな自然課
商工 労働 部	商工 政策 課	略	庶務を担当する職員	商工労働部立地戦略課、商工労働部経済産業総室、商工労働部雇用人材総室、 <u>商工労働部兼農林水産部市場開拓局販路拡大・輸出促進課</u> 、商工労働部兼農林水産部市場開拓局食のみやこ推進課			商工労働部立地戦略課、商工労働部経済産業総室、商工労働部雇用人材総室、 <u>商工労働部兼農林水産部市場開拓局市場開拓課</u> 、商工労働部兼農林水産部市場開拓局食のみやこ推進課
農林 水産 部						評価制度・試験研究の企画調整を担当する参事	商工労働部
	農林 水産 総務 課	課長	庶務を担当する職員	危機管理局			危機管理局
							農林水産部農業大学校、農林水産部経営支援課、 <u>農林水産部生産振興課</u> 、

		課、農林水産部農業振興戦略監とっとり農業戦略課、農林水産部農業振興戦略監生産振興課、農林水産部農業振興戦略監畜産課、農林水産部試験場統括本部、農林水産部森林・林業振興局林政企画課、農林水産部森林・林業振興局県産材・林産振興課、農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課、農林水産部水産振興局水産課、 <u>商工労働部兼農林水産部市場開拓局</u> 販路拡大・輸出促進課、 <u>商工労働部兼農林水産部市場開拓局食のみやこ</u> 推進課			農林水産部畜産課、農林水産部農地・水保全課、農林水産部全国植樹祭課、農林水産部農林総合研究所企画総務課、農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場、農林水産部農林総合研究所林業試験場、農林水産部森林・林業振興局林政企画課、農林水産部森林・林業振興局県産材・林産振興課、農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課、農林水産部水産振興局水産課、 <u>商工労働部兼農林水産部市場開拓局市場開拓課</u> 、 <u>商工労働部兼農林水産部市場開拓局食のみやこ</u> 推進課	
	試験場総務室の職員	農業試験場、園芸試験場、畜産試験場、中小家畜試験場、林業試験場		企画調整室の課長補佐	商工労働部産業振興総室	
農業振興戦略監とっとり農業戦略課	研究・普及推進室長	商工労働部、農林水産部	生産振興課	農商工連携の事務を担当する課長補佐	商工労働部経済産業総室	
	外部評価・試験研究の企画調整を担当する職員	農林水産部試験場統括本部		農林総合研究所企画総務課	庶務を担当する職員（農林水産部農林総合研究所園芸試験場で勤務する職員を除く。）	農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場、農林水産部農林総合研究所林業試験場
				技術普及室長	商工労働部	
			農林総合	庶務を担当する職員	農林水産部農林総合研究所企画総務課、農林水産	

					研究 所農 業試 験場	部農林総合研究所林業試 験場	
					農林 総合 研究 所畜 産試 験場	庶務を担当 する職員 農林水産部農林総合研究 所企画総務課、農林水産 部農林総合研究所中小家 畜試験場	
県土 整備 部	県土 総務 課	庶務を担当 する職員	県土整備部技術企画課、 県土整備部道路企画課、 県土整備部道路建設課、 県土整備部河川課、県土 整備部治山砂防課、県土 整備部空港港湾課	県土 整備 部	県土 総務 課	庶務を担当 する職員	県土整備部技術企画課、 県土整備部道路企画課、 県土整備部道路建設課、 県土整備部河川課、県土 整備部治山砂防課、県土 整備部空港港湾課
	技術 企画 課	課長	危機管理局	技術 企画 課	課長	危機管理局	用地室の職 員
略							
会計 管理 者	会計 局	庶務を担当 する職員	会計管理者庶務集中局	会計 管理 者	庶務 集中 局	集中化業務 又は物品の 契約を担当 する職員	未来づくり推進局企画 課、未来づくり推進局広 報課、未来づくり推進局 県民課、未来づくり推進 局鳥取力創造課、危機管 理局危機管理政策課、危 機管理局危機対策・情報 課、危機管理局原子力安 全対策課、危機管理局消 防防災課、総務部総務 課、総務部財政課、総務 部政策法務課、総務部税 務課、総務部営繕課、総 務部行政監察・法人指導 課、総務部情報政策課、 総務部名古屋代表部、総 務部行財政改革局人事企 画課、総務部行財政改革 局業務効率推進課、総務 部行財政改革局財源確保 推進課、総務部行財政改
	庶務 集中 局	集中化業務 又は物品の 契約を担当 する職員	未来づくり推進局企画 課、未来づくり推進局広 報課、未来づくり推進局 県民課、未来づくり推進 局鳥取力創造課、危機管 理局危機管理政策課、危 機管理局危機対策・情報 課、危機管理局原子力安 全対策課、危機管理局消 防防災課、総務部総務 課、総務部財政課、総務 部政策法務課、総務部税 務課、総務部営繕課、総 務部行政監察・法人指導 課、総務部情報政策課、 総務部名古屋代表部、総 務部行財政改革局人事企 画課、総務部行財政改革 局業務効率推進課、総務 部行財政改革局財源確保 推進課、総務部行財政改				

			<p>革局福利厚生課、総務部 人権局人権・同和対策 課、地域振興部地域振興 課、地域振興部とっとり 暮らし支援課、地域振興 部交通政策課、地域振興 部教育・学術振興課、地 域振興部統計課、地域振 興部男女共同参画推進 課、地域振興部東部振興 監東部振興課、<u>文化観光</u> <u>スポーツ局文化政策課、</u> <u>文化観光スポーツ局交流</u> <u>推進課、文化観光スポー</u> <u>ツ局観光戦略課、文化観</u> <u>光スポーツ局スポーツ</u> <u>課、文化観光スポーツ局</u> <u>まんが王国官房、福祉保</u> <u>健部福祉保健課、福祉保</u> <u>健部障がい福祉課、福祉</u> <u>保健部長寿社会課、福祉</u> <u>保健部全国障がい者芸術</u> <u>・文化祭実施本部全国障</u> <u>がい者芸術・文化祭課、</u> 福祉保健部子育て王国推 進局子育て応援課、福祉 保健部子育て王国推進局 青少年・家庭課、福祉保 健部子育て王国推進局子 ども発達支援課、福祉保 健部健康医療局健康政策 課、福祉保健部健康医療 局医療政策課、福祉保健 部健康医療局医療指導 課、生活環境部環境立県 推進課、生活環境部水・ 大気環境課、生活環境部 循環型社会推進課、生活 環境部緑豊かな自然 課、生活環境部砂丘事務 所、生活環境部くらしの 安心局くらしの安心推進 課、<u>生活環境部くらしの</u> <u>安心局景観まちづくり</u> <u>課、生活環境部くらしの</u> <u>安心局住宅政策課、商工</u> <u>労働部商工政策課、商工</u> <u>労働部立地戦略課、商工</u> <u>労働部経済産業総室、商</u></p>		<p>革局福利厚生課、総務部 人権局人権・同和対策 課、地域振興部地域振興 課、地域振興部とっとり 暮らし支援課、地域振興 部交通政策課、地域振興 部教育・学術振興課、地 域振興部統計課、地域振 興部男女共同参画推進 課、<u>地域振興部情報政策</u> <u>課、地域振興部東部振興</u> <u>監東部振興課、文化観光</u> <u>局文化政策課、文化観光</u> <u>局交流推進課、文化観光</u> <u>局観光政策課、文化観光</u> <u>局国際観光推進課、文化</u> <u>観光局まんが王国官房、</u> 福祉保健部福祉保健課、 福祉保健部障がい福祉 課、福祉保健部長寿社会 課、福祉保健部子育て王 国推進局子育て応援課、 福祉保健部子育て王国推 進局青少年・家庭課、福 祉保健部子育て王国推進 局子ども発達支援課、福 祉保健部健康医療局健康 政策課、福祉保健部健康 医療局医療政策課、福祉 保健部健康医療局医療指 導課、生活環境部環境立 県推進課、生活環境部水 ・大気環境課、生活環境 部循環型社会推進課、生 活環境部緑豊かな自然 課、生活環境部砂丘事務 所、生活環境部くらしの 安心局くらしの安心推進 課、<u>生活環境部くらしの</u> <u>安心局景観まちづくり</u> <u>課、生活環境部くらしの</u> <u>安心局住宅政策課、商工</u> <u>労働部商工政策課、商工</u> <u>労働部立地戦略課、商工</u> <u>労働部経済産業総室、商</u></p>
--	--	--	--	--	--

			<p>商工労働部立地戦略課、                  商工労働部経済産業総                  室、商工労働部雇用人材                  総室、<u>農林水産部農林水                  産総務課</u>、<u>農林水産部経                  営支援課</u>、<u>農林水産部農                  地・水保全課</u>、<u>農林水産                  部農業振興戦略監とつと                  り農業戦略課</u>、<u>農林水産                  部農業振興戦略監生産振                  興課</u>、<u>農林水産部農業振                  興戦略監畜産課</u>、<u>農林水                  産部試験場統括本部</u>、<u>農                  林水産部森林・林業振興                  局林政企画課</u>、<u>農林水産                  部森林・林業振興局県産                  材・林産振興課</u>、<u>農林水                  産部森林・林業振興局森                  林づくり推進課</u>、<u>農林水                  産部水産振興局水産課</u>、<u>商                  工労働部兼農林水産部                  市場開拓局販路拡大・輸                  出促進課</u>、<u>商工労働部兼                  農林水産部市場開拓局食                  のみやこ推進課</u>、<u>県土整                  備部県土総務課</u>、<u>県土整                  備部技術企画課</u>、<u>県土整                  備部道路企画課</u>、<u>県土整                  備部道路建設課</u>、<u>県土整                  備部河川課</u>、<u>県土整備部                  治山砂防課</u>、<u>県土整備部                  空港港湾課</u>、<u>会計管理者                  会計局</u>、<u>労働委員会事務                  局</u></p>			<p>工労働部雇用人材総室、  <u>農林水産部農政課</u>、<u>農林                  水産部経営支援課</u>、<u>農林                  水産部生産振興課</u>、<u>農林                  水産部畜産課</u>、<u>農林水産                  部農地・水保全課</u>、<u>農林                  水産部全国植樹祭課</u>、<u>農                  林水産部森林・林業振興                  局林政企画課</u>、<u>農林水産                  部森林・林業振興局県産                  材・林産振興課</u>、<u>農林水                  産部森林・林業振興局森                  林づくり推進課</u>、<u>農林水                  産部水産振興局水産課</u>、<u>商                  工労働部兼農林水産部                  市場開拓局市場開拓課</u>、<u>商                  工労働部兼農林水産部                  市場開拓局食のみやこ推                  進課</u>、<u>県土整備部県土総                  務課</u>、<u>県土整備部技術企                  画課</u>、<u>県土整備部道路企                  画課</u>、<u>県土整備部道路建                  設課</u>、<u>県土整備部河川                  課</u>、<u>県土整備部治山砂防                  課</u>、<u>県土整備部空港港湾                  課</u>、<u>会計管理者会計局</u>、                  労働委員会事務局</p>	
中部	略			中部	略		
総合	県土	略		総合	県土	略	
事務所	整備	建設総務課 の職員	中部総合事務所生活環境 局、中部総合事務所農林 局	事務所	整備	建設総務課 の職員	中部総合事務所生活環境 局、中部総合事務所農林 局
						現業職長及 び現業技術 員（運転業 務に従事す る職員に限 る。）	中部総合事務所地域振興 局

西部 総合 事務所	地域 振興 局	局長、副局長及び原子力防災を担当する参事	危機管理局	西部 総合 事務所	地域 振興 局	局長、副局長及び原子力防災を担当する参事	危機管理局
		西部振興課の職員（課長を除く。）	危機管理局原子力安全対策課			会計総務課の課長及び課内業務を総括する課長補佐	西部総合事務所福祉保健局、西部総合事務所生活環境局、西部総合事務所農林局、西部総合事務所米子県土整備局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局、西部県税事務所、米子児童相談所
		会計総務課の職員	西部総合事務所福祉保健局、西部総合事務所生活環境局、西部総合事務所農林局、西部総合事務所米子県土整備局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局、西部県税事務所、米子児童相談所			会計総務課の職員（課長、課内業務を総括する課長補佐及び西部総合事務所日野振興センターの庶務を担当する職員を除く。）	西部総合事務所福祉保健局、西部総合事務所生活環境局、西部総合事務所農林局、西部総合事務所米子県土整備局、西部県税事務所、米子児童相談所
福祉 保健 局	略			福祉 保健 局	略		
		福祉支援課の職員	西部福祉事務所			福祉支援課の職員	西部福祉事務所
		障がい者支援課長	西部福祉事務所、米子保健所、西部身体障害者更生相談所、西部知的障害				

		者更生相談所、婦人相談所			
	略			略	
	障がい者支援課の職員 (心と女性の相談の事務を担当する職員に限る。)	西部福祉事務所、米子保健所、婦人相談所		障がい者支援課の職員 (課長及び心と女性の相談の事務を担当する職員に限る。)	西部福祉事務所、米子保健所、西部身体障害者更生相談所、西部知的障がい者更生相談所、婦人相談所
	略			略	
略					
農林局	副局長	西部総合事務所地域振興局	農林局	副局長及び農林業振興課林業振興室長	西部総合事務所地域振興局
	略			略	
米子県土整備局	建設総務課の職員	西部総合事務所生活環境局、西部総合事務所農林局	米子県土整備局	建設総務課の職員	西部総合事務所生活環境局、西部総合事務所農林局
				現業職長及び現業技術員(運転業務に従事する職員に限る。)	西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所生活環境局
日野振興センター 日野振興局	局長	危機管理局	日野振興センター 日野振興局	局長 地域振興課長 地域振興課の課内業務を総括する課長補佐	危機管理局 西部総合事務所地域振興局、西部県税事務所 西部総合事務所地域振興局
	地域振興課の企画調整の事務を担当する職員	西部県税事務所		地域振興課の企画調整の事務を担当する職員	西部県税事務所
	地域振興課の福祉保健関係の相談窓口を担当する職員	西部総合事務所福祉保健局			
	略			略	



略		
東部 県税 事務 所	所長	地域振興部
	課税課の職員（課長及び庶務を担当する職員に限る。）	東部福祉保健事務所、福祉相談センター、鳥取療育園、鳥取看護専門学校、精神保健福祉センター、東部生活環境事務所、東部農林事務所、鳥取県土整備事務所
略		
東部 農林 事務 所	略	
	農業振興課の農商工連携又は中山間地域振興の事務を担当する課長補佐	地域振興部東部振興監東部振興課
	八頭事務所八頭農業改良普及所の職員（農商工連携又は中山間地域振興の事務を担当する職員に限り、所長を除く。）	地域振興部東部振興監東部振興課
農業 試験 場	庶務を担当する職員	農林水産部農林水産総務課、林業試験場
鳥獣 対策 セン ター	略	
	課長補佐	農林水産部農業振興戦略監生産振興課
	係長	農林水産部農業振興戦略監生産振興課、地域振興部東部振興監東部振興課
畜産 試験 場	庶務を担当する職員	農林水産部農林水産総務課、中小家畜試験場
鳥取 県土	略	
	建設総務課	東部生活環境事務所、東

略		
東部 県税 事務 所	所長及び副所長	地域振興部
略		
東部 農林 事務 所	略	
	農林業振興課の農商工連携又は中山間地域振興の事務を担当する課長補佐	地域振興部東部振興監東部振興課
	八頭事務所八頭農業改良普及所の職員（農商工連携又は中山間地域振興の事務を担当する職員に限り、所長を除く。）	地域振興部東部振興監東部振興課
鳥獣 対策 セン ター	略	
	課長補佐	農林水産部生産振興課
	係長	農林水産部生産振興課、地域振興部東部振興監東部振興課
鳥取 県土	略	
	建設総務課	東部生活環境事務所、東

整備 事務 所	の職員	部農林事務所
八頭 県土 整備 事務 所	略	
	建設総務課 の職員（入 札・契約を 担当する職 員に限 る。）	東部農林事務所
	建設総務課 の職員（庶 務を担当す る職員に限 る。）	東部農林事務所、鳥獣対 策センター

整備 事務 所	の職員	部農林事務所
	現業職長及 び現業技術 員（運転業 務に従事す る職員に限 る。）	地域振興部東部振興監東 部振興課、東部生活環境 事務所
八頭 県土 整備 事務 所	略	
	建設総務課 の職員	東部農林事務所
	現業職長及 び現業技術 員（運転業 務に従事す る職員に限 る。）	地域振興部東部振興監東 部振興課

別表第2（第4条関係）

職員の任免の発令  
の形式

第1 一般職の職員（臨  
時的任用職員及び非常  
勤職員を除く。）の場  
合

1～10 略

11 併任（任命権者を  
異にする他の部局若  
しくは他の団体に所  
属する者をそのまま  
職員として任用する  
場合又は地方自治法  
（昭和22年法律第67  
号）第252条の17（地  
方独立行政法人法  
（平成15年法律第118  
号）第124条第2項に  
おいて準用する場合  
を含む。）の規定に  
より派遣を受ける場  
合）

鳥取県職員にあわ

別表第2（第4条関係）

職員の任免の発令  
の形式

第1 一般職の職員（臨  
時的任用職員及び非常  
勤職員を除く。）の場  
合

1～10 略

11 併任（任命権者を  
異にする他の部局若  
しくは他の団体に所  
属する者をそのまま  
職員として任用する  
場合又は地方自治法  
（昭和22年法律第67  
号）第252条の17（地  
方独立行政法人法  
（平成15年法律第118  
号）第91条第2項に  
おいて準用する場合  
を含む。）の規定に  
より派遣を受ける場  
合）

鳥取県職員にあわ

<p>せて任命する ……勤務を命ずる ……を命ずる</p> <p>12～48 略</p> <p>49 派遣（<u>地方自治法第252条の17（地方独立行政法人法第124条第4項において準用する場合を含む。）</u>、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号。以下「海外派遣条例」という。）第2条第1項、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣する場合）</p> <p>地方自治法第252条の17の規定（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定・鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定）により</p> <p>(ア) ……へ…年…月…日まで派遣する</p> <p>派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ</p> <p>(イ)</p>	<p>(ア) 派遣先とする。</p> <p>○海外派遣条例又は公益的法人等派遣条例の規定により派遣する場合に限る。</p> <p>(イ) 支給する割合と</p>	<p>せて任命する ……勤務を命ずる ……を命ずる</p> <p>12～48 略</p> <p>49 派遣（<u>地方自治法第252条の17、地方独立行政法人法第91条第4項</u>、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号。以下「海外派遣条例」という。）第2条第1項、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣する場合）</p> <p>地方自治法第252条の17の規定（<u>地方独立行政法人法第91条第4項</u>、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定・鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定）により</p> <p>(ア) ……へ…年…月…日まで派遣する</p> <p>派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ</p> <p>(イ) 100分の…を支給する</p>	<p>(ア) 派遣先とする。</p> <p>○海外派遣条例又は公益的法人等派遣条例の規定により派遣する場合に限る。</p> <p>(イ) 支給する割合とする。</p>
---	--	---	---

100分の…を支給する (派遣の期間中、給 与は支給しない) 50～57 略 第2～第5 略	する。	(派遣の期間中、給 与は支給しない) 50～57 略 第2～第5 略
--	-----	---

## 附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県訓令第4号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和39年鳥取県訓令第10号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

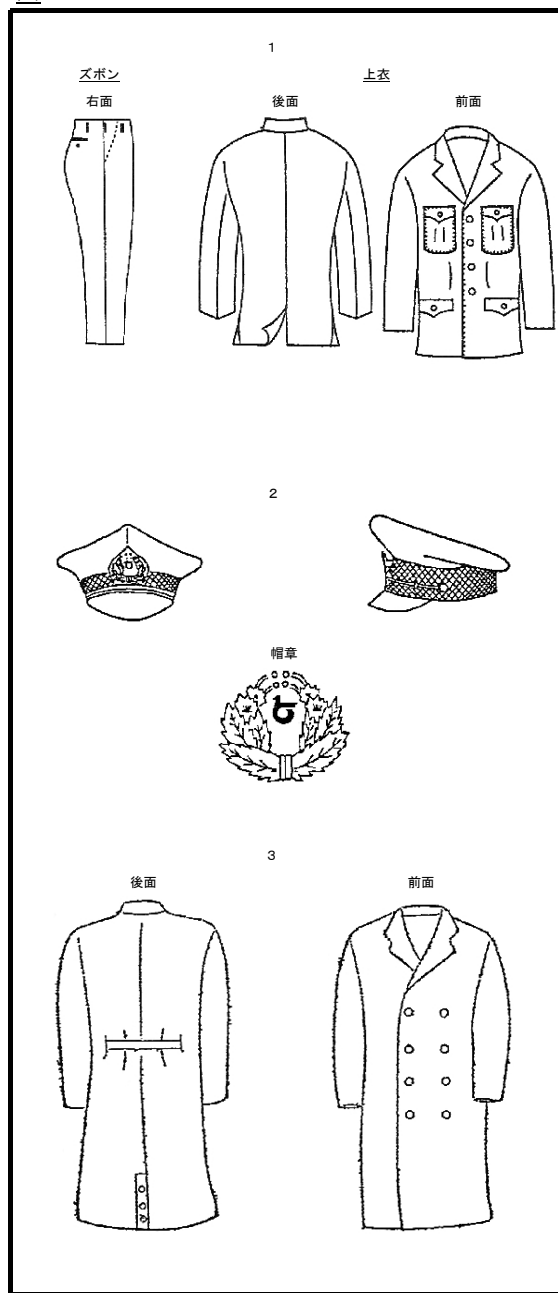
改正後					改正前				
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）				
被服の交付を受ける職員	品目	標準員数	標準使用期間(月)	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準員数	標準使用期間(月)	備考
1 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち集中業務課に勤務する職員	<u>作業服（上衣）</u>	1	36		1 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち集中業務課に勤務する職員	<u>運轉服（上衣）</u>	1	36	
	<u>作業服（ズボン）</u>	2	48			<u>運轉服（ズボン）</u>	2	48	
	盛夏シャツ	2	48			盛夏シャツ	2	48	
	盛夏ズボン	2	48			盛夏ズボン	2	48	
	ヤッケ	1	60			ヤッケ	1	60	
	布製短靴	1	36			布製短靴	1	36	
	ゴム製半長靴	1	24			ゴム製半長靴	1	24	
略					略				
4 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち集中業務課、総合事務所及び県土整備事務所以外の機関に勤務する職員でトラック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運転するもの以外のもの	作業服（上衣）	2	36		4 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち集中業務課、総合事務所及び県土整備事務所以外の機関に勤務する職員でトラック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運転するもの以外のもの	作業服（上衣）	2	36	
	作業服（ズボン）	2	36			作業服（ズボン）	2	36	
	盛夏シャツ	2	48			盛夏シャツ	2	48	
	盛夏ズボン	2	48			盛夏ズボン	2	48	
	ヤッケ	1	60			ヤッケ	1	60	
	防寒服	1	60			防寒服	1	60	
	防寒ズボン	1	60			防寒ズボン	1	60	
	雨合羽	1	60			雨合羽	1	60	
	布製短靴	1	24			布製短靴	1	24	
	ゴム製半長靴	1	24			ゴム製半長靴	1	24	
	防寒靴	1	60			防寒靴	1	60	
5 守衛長、副守衛長及び守衛の職務に従事する職員	冬服（上衣及びズボン）	2	60	図1のとおり	5 守衛長、副守衛長及び守衛の職務に従事する職員	冬服（上衣及びズボン）	2	60	図1のとおり
	合服（上衣及びズボン）	2	60	図1のとおり		合服（上衣及びズボン）	2	60	図1のとおり
	盛夏シャツ（長袖及び半袖）	2	48			盛夏シャツ（長袖及び半袖）	2	48	
	盛夏ズボン	2	60			盛夏ズボン	2	60	
	外とう	1	48	図3のとおり		外とう	1	48	図3のとおり
	底ゴム張皮短靴	1	24			底ゴム張皮短靴	1	24	

5 略				6 略			
6 略				7 略			
7 現業職長（農業に関する業務に係るものに限る。）及び農業技手の職務に従事する職員	作業服（上衣）	2	48	8 現業職長（農業に関する業務に係るものに限る。）及び農業技手の職務に従事する職員	作業服（上衣）	2	48
	作業服（ズボン）	2	24		作業服（ズボン）	2	24
	盛夏シャツ	2	48		盛夏シャツ	2	48
	エンカ服	1	36		エンカ服	1	36
	防寒服	1	36		防寒服	1	36
	防寒ズボン	1	36		防寒ズボン	1	36
	ジャンパー（上衣及び頭巾）	1	36		ジャンパー（上衣及び頭巾）	1	36
	雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	24		雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	24
	岡足袋	2	12		岡足袋	2	12
	ゴム製半長靴	1	12		ゴム製半長靴	1	12
田植え長靴	1	12	田植え長靴	1	12		

	防寒靴	1	36	に限る。 農業大学校及び園芸試験場に勤務する職員に限る。
	安全靴	1	36	農業試験場に勤務する職員に限る。
	白衣	2	24	検査の業務に従事する職員に限る。
<b>8 略</b>				
9 介助員の職務に従事する職員	看護衣 (長袖)	3	36	
	看護衣 (半袖)	2	24	
	トレーニングパンツ	2	48	
	ナース靴	2	12	

	防寒靴	1	36	に限る。 農業大学校及び園芸試験場に勤務する職員に限る。
	安全靴	1	36	農業試験場に勤務する職員に限る。
<b>9 略</b>				
10 介助員の職務に従事する職員	看護衣 (長袖)	3	36	
	看護衣 (半袖)	2	24	
	トレーニングパンツ	2	48	
	ナース靴	2	12	
11 検査助手の職務に従事する職員	作業服 (上衣)	2	48	
	作業服 (ズボン)	2	48	
	白衣	2	24	
	雨合羽 (上衣、ズボン及び頭巾)	1	36	農林水産部の機関に勤務する職員に限る。
	布製短靴	1	12	
	ゴム製半長靴	1	36	農林水産部の機関に勤務する職員にあつては、使用期間を24月とする。

図



附 則

この訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。



現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県訓令第5号**

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）				
被服の交付を受ける職員	品目	標準 員数	標準 使用 期間 (月)	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準 員数	標準 使用 期間 (月)	備考
略					略				
営繕課 の うち 常時 現 地 で 業 務 に 従 事 す る 職 員	営繕課の職員	作業服（上衣）	2	60	営繕課 の うち 常時 現 地 で 業 務 に 従 事 す る 職 員	営繕課の職員	作業服（上衣）	2	60
	のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服（夏上衣）	2	60		のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服（夏上衣）	2	60
		作業服（ズボン）	2	60			作業服（ズボン）	2	60
		ヤッケ	1	36			ヤッケ	1	36
		ゴム製半長靴	1	36			ゴム製半長靴	1	36
		安全靴	1	36			安全靴	1	36
	防寒服	1	60		防寒服	1	60		
工事 検査 課 員	工事検査の業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60	工事 検査 課 員	工事検査の業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60
		作業服（夏上衣）	2	60			作業服（夏上衣）	2	60
		作業服（ズボン）	2	60			作業服（ズボン）	2	60
		ゴム製半長靴	1	36			ゴム製半長靴	1	36
		安全靴	1	36			安全靴	1	36
		防寒服	1	36			防寒服	1	36
	雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	36		雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	36		
くら し の 安 心 推 進 課	計量器等の検査の業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60	くら し の 安 心 推 進 課	計量器等の検査の業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60
		作業服（夏上衣）	2	60			作業服（夏上衣）	2	60
		作業服（ズボン）	2	60			作業服（ズボン）	2	60
		安全靴	1	48			安全靴	1	48
景 観 ま ち づ く り 課	常時現地で都市計画に関する業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60	景 観 ま ち づ く り 課	常時現地で都市計画に関する業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60
		作業服（夏上衣）	2	60			作業服（夏上衣）	2	60
		作業服（ズボン）	2	60			作業服（ズボン）	2	60
		ヤッケ	1	36			ヤッケ	1	36
		ゴム製半長靴	1	36			ゴム製半長靴	1	36

住ま	常時現地で建	作業服 (上衣)	2	60	
いま	築及び開発の指	作業服 (夏上衣)	2	60	
ちづ	導に関する業務	作業服 (ズボン)	2	60	
くり	に従事する職員	ヤッケ	1	36	
課		ゴム製半長靴	1	36	
		安全靴	1	36	
略					
農業	略				
大学	2 教育研修部	白衣	1	36	
校	の職員のうち	作業服 (上衣)	2	48	
	畜産及び	作業服 (夏上衣)	2	48	
	農業の業務	作業服 (ズボン)	2	36	
	に従事する	ゴム製半長靴	1	36	
	職員	雨合羽 (上衣、ズボン及び頭巾)	1	36	
		防寒服	1	60	
農地	常時現地で業	作業服 (上衣)	1	36	
・水	務に従事する職	作業服 (夏上衣)	1	36	
保全	員	作業服 (ズボン)	1	36	
課		ゴム製半長靴	1	36	
とつ	略				
とり	略				
農業	略				
戦略	略				
課	略				
生産	常時現地で業	作業服 (上衣)	1	36	
振興	務に従事する職	作業服 (夏上衣)	1	36	
課	員	作業服 (ズボン)	1	36	
		防寒服	1	36	

		安全靴	1	36	
住宅	常時現地で建	作業服 (上衣)	2	60	
政策	築指導に関する	作業服 (夏上衣)	2	60	
課	業務に従事する	作業服 (ズボン)	2	60	
	職員	ヤッケ	1	36	
		ゴム製半長靴	1	36	
		安全靴	1	36	
略					
農業	略				
大学	2 教育研修部	白衣	1	36	
校	の職員のうち	作業服 (上衣)	2	48	
	畜産及び	作業服 (夏上衣)	2	48	
	農業の業務	作業服 (ズボン)	2	36	
	に従事する	ゴム製半長靴	1	36	
	職員	雨合羽 (上衣、ズボン及び頭巾)	1	36	
		防寒服	1	60	
生産	常時現地で業	作業服 (上衣)	1	36	
振興	務に従事する職	作業服 (夏上衣)	1	36	
課	員	作業服 (ズボン)	1	36	
		防寒服	1	36	
畜産	常時現地で業	作業服 (上衣)	1	36	
課	務に従事する職	作業服 (夏上衣)	1	36	
	員	作業服 (ズボン)	1	36	
		ゴム製半長靴	1	36	
		防寒服	1	36	
農地	常時現地で業	作業服 (上衣)	1	36	
・水	務に従事する職	作業服 (夏上衣)	1	36	
保全	員	作業服 (ズボン)	1	36	
課		ゴム製半長靴	1	36	
全国	常時現地で業	作業服 (上衣)	1	24	
植樹	務に従事する職	作業服 (夏上衣)	1	24	
祭課	員	作業服 (ズボン)	1	24	
		キャラバンシューズ	1	24	
		ズ			
		ヤッケ	1	24	
企画	略				
総務	略				
課	略				
農業	常時現地で業	白衣	2	36	
試験	務に従事する職	作業服 (上衣)	2	48	
場	員	作業服 (夏上衣)	2	48	
		作業服 (ズボン)	2	36	

畜産課員	常時現地で業務に従事する職員	作業服（上衣）	1	36					
		作業服（夏上衣）	1	36					
		作業服（ズボン）	1	36					
		ゴム製半長靴	1	36					
		防寒服	1	36					
園芸試験場員	常時現地で業務に従事する職員	白衣	2	36					
		作業服（上衣）	2	48					
		作業服（夏上衣）	2	48					
		作業服（ズボン）	2	36					
		ゴム製半長靴	1	24					
畜産試験場員	常時現地で業務に従事する職員	白衣	2	36					
		作業服（上衣）	2	48					
		作業服（夏上衣）	2	48					
		作業服（ズボン）	2	36					
		ゴム製半長靴	1	12					
中小家畜試験場員	常時現地で業務に従事する職員	白衣	2	36					
		作業服（上衣）	2	48					
		作業服（夏上衣）	2	48					
		作業服（ズボン）	2	36					
		ゴム製半長靴	1	12					
林業試験場員	常時現地で業務に従事する職員	白衣	2	60					
		作業服（上衣）	2	60					
		作業服（夏上衣）	2	60					
		作業服（ズボン）	2	36					
		ゴム製半長靴	1	36					
		キャラバンシューズ	1	36					
		ズック	1	36					
ジャッケ	1	36							
略					略				
中部	略				中部	略			
総合事務所	8 農林局地域整備課の職員のうち常時現地で業務に従事す	作業服（上衣）	2	48					
		作業服（夏上衣）	2	48					
		作業服（ズボン）	2	48					
		ゴム製半長靴	1	36					
		防寒服	1	36					
総合事務所	8 農林局地域整備課の職員のうち常時現地で業務に従事す	作業服（上衣）	2	48					
		作業服（夏上衣）	2	48					
		作業服（ズボン）	2	48					
		ゴム製半長靴	1	36					
		防寒服	1	36					

	る職員	安全靴	1	36	
		雨合羽	1	36	
<u>9</u> 略					
<u>10</u> 略					
<u>11</u> 略					
略					
消防	消防防災航空	活動服（上衣）	<u>2</u>	<u>36</u>	
防災	隊員の職務に従	活動服（ズボン）	<u>2</u>	<u>36</u>	
航空	事する職員	夏用救助服（上	<u>1</u>	<u>36</u>	
セン		衣）			
ター		冬用救助服（上	<u>1</u>	<u>36</u>	
		衣）			
		夏用救助服（ズボ	<u>1</u>	<u>36</u>	
		ン）			
		冬用救助服（ズボ	<u>1</u>	<u>36</u>	
		ン）			
		作業靴	1	12	
		救助靴	1	<u>36</u>	
		冬用救助靴	1	36	
		防寒服	1	36	
		雨合羽（上衣、ズ	1	36	
		ボン及び頭巾）			
		活動用防寒服（上	1	<u>36</u>	
		衣、ズボン）			
略					
西部	略				
県税	2 常時軽油引	作業服（上衣）	1	36	
事務	取税の課税	作業服（夏上衣）	1	36	
所	及び軽油の	作業服（ズボン）	1	36	
	抜き取り調査	ゴム製半長靴	1	36	
	の業務に従	防寒服	1	36	
	事する職員				

	る職員	安全靴	1	36	
		雨合羽	1	36	
9	農林局基盤	作業服（上衣）	2	48	
	整備室の職	作業服（夏上衣）	2	48	
	員のうち常	作業服（ズボン）	2	48	
	時現地で業	ゴム製半長靴	1	36	
	務に従事す	防寒服	1	36	
	る職員	安全靴	1	36	
		雨合羽	1	36	
<u>10</u> 略					
<u>11</u> 略					
<u>12</u> 略					
略					
消防	消防防災航空				
防災	隊員の職務に従				
航空	事する職員	夏用救助服（上	<u>2</u>	<u>24</u>	
セン		衣）			
ター		冬用救助服（上	<u>2</u>	<u>24</u>	
		衣）			
		夏用救助服（ズボ	<u>2</u>	<u>24</u>	
		ン）			
		冬用救助服（ズボ	<u>2</u>	<u>24</u>	
		ン）			
		作業靴	1	12	
		救助靴	1	<u>24</u>	
		冬用救助靴	1	36	
		防寒服	1	36	
		ゴム製半長靴	<u>1</u>	<u>36</u>	
		雨合羽（上衣、ズ	1	36	
		ボン及び頭巾）			
		活動用防寒服（上	1	<u>24</u>	
		衣、ズボン）			
略					
西部	略				
県税	2 常時軽油引	作業服（上衣）	1	36	
事務	取税の課税	作業服（夏上衣）	1	36	
所	及び軽油の	作業服（ズボン）	1	36	
	抜き取り調査	ゴム製半長靴	1	36	
	の業務に従	防寒服	1	36	
	事する職員				
米子	工事検査の業	作業服（上衣）	2	60	
工事	務に従事する職	作業服（夏上衣）	2	60	
検査	員	作業服（ズボン）	2	60	
事務		ゴム製半長靴	1	36	
所		安全靴	1	36	

略					
東部	1	所長及び農	作業服（上衣）	2	60
農林		業振興課の	作業服（夏上衣）	2	60
事務		職員のうち	作業服（ズボン）	2	60
所		常時現地で	ゴム製半長靴	1	36
		業務に従事	雨合羽	1	36
		する職員	防寒服	1	36
略					
	4	地域整備課	作業服（上衣）	2	48
		の職員のうち	作業服（夏上衣）	2	48
		常時現地で	作業服（ズボン）	2	48
		業務に従事	ゴム製半長靴	1	36
		する職員	防寒服	1	36
			安全靴	1	36
			雨合羽	1	36
5 略					
6 略					
7 略					
	8	八頭事務所	作業服（上衣）	2	48
		所長及び農	作業服（夏上衣）	2	48
		林業振興課	作業服（ズボン）	2	48
		の職員（農	キャラバンシューズ	1	36
		業振興室の	ズ		
		職員を除	ゴム製半長靴	1	36
		く。）のう	防寒服	1	36
		ち常時現地	雨合羽	1	36
		で業務に従			
		事する職員			
農業		常時現地で業	白衣	2	36
試験		務に従事する職	作業服（上衣）	2	48
場		員	作業服（夏上衣）	2	48
			作業服（ズボン）	2	36

			防寒服	1	36
			雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	36
略					
東部	1	農林業振興	作業服（上衣）	2	60
農林		課の職員			
事務		（林業振興	作業服（ズボン）	2	60
所		室の職員を	ゴム製半長靴	1	36
		除く）のう	雨合羽	1	36
		ち常時現地	防寒服	1	36
		で業務に従			
		事する職員			
略					
	4	地域整備課	作業服（上衣）	2	48
		の職員のうち	作業服（夏上衣）	2	48
		常時現地で	作業服（ズボン）	2	48
		業務に従事	ゴム製半長靴	1	36
		する職員	防寒服	1	36
			安全靴	1	36
			雨合羽	1	36
	5	所長及び農	作業服（上衣）	2	48
		林業振興課	作業服（夏上衣）	2	48
		林業振興室	作業服（ズボン）	2	48
		の職員のうち	キャラバンシューズ	1	36
		常時現地で	ズ		
		業務に従事	ゴム製半長靴	1	36
		する職員	防寒服	1	36
			雨合羽	1	36
6 略					
7 略					
8 略					
	9	八頭事務所	作業服（上衣）	2	48
		所長及び農	作業服（夏上衣）	2	48
		林業振興課	作業服（ズボン）	2	48
		の職員（農	キャラバンシューズ	1	36
		業振興室の	ズ		
		職員を除	ゴム製半長靴	1	36
		く。）のう	防寒服	1	36
		ち常時現地	雨合羽	1	36
		で業務に従			
		事する職員			

		ゴム製半長靴	1	24					
		雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	36					
		防寒服	1	36					
		安全靴	1	36	機械開発の業務に従事する職員に限る。				
		田植え長靴	1	12					
園芸試験場	常時現地で業務に従事する職員	白衣	2	36					
		作業服（上衣）	2	48					
		作業服（夏上衣）	2	48					
		作業服（ズボン）	2	36					
		ゴム製半長靴	1	24					
		雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	36					
略									
病害虫防除所	常時現地で業務に従事する職員	白衣	2	36					
		作業服（上衣）	2	48					
		作業服（夏上衣）	2	48					
		作業服（ズボン）	2	36					
		ゴム製半長靴	1	24					
		雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	36					
畜産試験場	常時現地で業務に従事する職員	白衣	2	36					
		作業服（上衣）	2	48					
		作業服（夏上衣）	2	48					
		作業服（ズボン）	2	36					
		ゴム製半長靴	1	12					
		雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	36					
中小家畜試験場	常時現地で業務に従事する職員	白衣	2	36					
		作業服（上衣）	2	48					
		作業服（夏上衣）	2	48					
		作業服（ズボン）	2	36					
		ゴム製半長靴	1	12					
		雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	36					
家畜保健衛生所	略								
保健衛生所	2 病性鑑定室の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	白衣	2	36					
		作業服（上衣）	2	48					
		作業服（夏上衣）	2	48					
		作業服（ズボン）	2	48					
		ゴム製半長靴	1	36					
林業	常時現地で業務に従事する職員	白衣	2	60					

試験 場	務に従事する職 員	作業服（上衣）	2	60						
		作業服（夏上衣）	2	60						
		作業服（ズボン）	2	36						
		ゴム製半長靴	1	36						
		キャラバンシューズ	1	36						
		ズ								
		ヤッケ	1	36						
略					略					
鳥取 港湾 事務 所	常時現地で業 務に従事する職 員	作業服（上衣）	2	60		鳥取 港湾 事務 所	常時現地で業 務に従事する職 員	作業服（上衣）	2	60
		作業服（夏上衣）	2	60				作業服（夏上衣）	2	60
		作業服（ズボン）	2	60				作業服（ズボン）	2	60
		ヤッケ	1	36				ヤッケ	1	36
		ゴム製半長靴	1	36				ゴム製半長靴	1	36
		安全靴	1	36				安全靴	1	36
		防寒服	1	36						
工事 検査 課	工事検査の業 務に従事する職 員	作業服（上衣）	2	60		米子 工事 検査 事務 所	工事検査の業 務に従事する職 員	作業服（上衣）	2	60
		作業服（夏上衣）	2	60				作業服（夏上衣）	2	60
		作業服（ズボン）	2	60				作業服（ズボン）	2	60
		ゴム製半長靴	1	36				ゴム製半長靴	1	36
		安全靴	1	36				安全靴	1	36
		防寒服	1	36				防寒服	1	36
		雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	36				雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	36

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県訓令第 6 号**

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第 2 条第 2 項に規定する本庁（総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋代表部、総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター及び農林水産部農業<del>を</del>除く。）<u>、鳥取県会計管理者組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第 2 条第 1 項の規定により設置された局及び労働委員会事務局をいう。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 地方機関等 地方機関、総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋代表部、総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業<del>を</del>除く。及び鳥取県会計管理者組織規則第 2 条第 2 項の規定により設置された<del>を</del>工事検査事務所をいう。</p> <p>(5) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第 2 条第 2 項に規定する本庁（総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋代表部、総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、<u>農林水産部全国植樹祭課、農林水産部農業<del>を</del>除く。、農林水産部農林総合研究所企画総務課、農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場及び農林水産部農林総合研究所林業試験場を</u>除く。）<u>、鳥取県行政組織条例（平成 6 年鳥取県条例第 5 号）第15条第 1 項の規定により設置された会計管理者及び労働委員会事務局をいう。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 地方機関等 地方機関、総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋代表部、総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、<u>農林水産部全国植樹祭課、農林水産部農業<del>を</del>除く。、農林水産部農林総合研究所企画総務課、農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場及び農林水産部農林総合研究所林業試験場を</u>いう。</p> <p>(5) 略</p>



<p>(連絡協議会の組織)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 連絡協議会の会長（以下この条から第14条までにおいて「会長」という。）は総務部長の職にある者を、健康管理責任者は福利厚生課長の職にある者を、施設管理責任者は営繕課長の職にある者を、連絡協議会の委員（以下この条及び次条において「委員」という。）は会長が職員のうちから指名した者をもって充てる。この場合において、会長は、次の各号に掲げる者の中から、当該各号に定める人数の委員を指名するものとする。</p> <p>(1) 本庁の職員 1人</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>鳥取県鳥取県土整備事務所の職員 1人</u></p> <p>(5) <u>鳥取県八頭県土整備事務所の職員 1人</u></p> <p>(6) 第15条第1項の規定により衛生委員会を置く地方機関等（前各号に掲げるものを除く。）の職員 当該地方機関等ごとに1人</p> <p>(7) 略</p> <p>3 略</p> <p>(職域委員会)</p> <p>第15条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 衛生委員会は、会長及び委員<u>14人以内</u>をもって組織する。</p> <p>5～7 略</p>	<p>(連絡協議会の組織)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 連絡協議会の会長（以下この条から第14条までにおいて「会長」という。）は総務部長の職にある者を、健康管理責任者は福利厚生課長の職にある者を、施設管理責任者は営繕課長の職にある者を、連絡協議会の委員（以下この条及び次条において「委員」という。）は会長が職員のうちから指名した者をもって充てる。この場合において、会長は、次の各号に掲げる者の中から、当該各号に定める人数の委員を指名するものとする。</p> <p>(1) 本庁（<u>地域振興部東部振興監東部振興課を除く。</u>）の職員 1人</p> <p>(2) <u>地域振興部東部振興監東部振興課の職員 1人</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 第15条第1項の規定により衛生委員会を置く地方機関等（<u>鳥取県中部総合事務所、鳥取県西部総合事務所、鳥取県東部県税事務所、鳥取県東部福祉保健事務所、鳥取県東部生活環境事務所及び鳥取県東部農林事務所</u>を除く。）の職員 当該地方機関等ごとに1人</p> <p>(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>(職域委員会)</p> <p>第15条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 衛生委員会は、会長及び委員<u>10人以内</u>をもって組織する。</p> <p>5～7 略</p>
---	---

附 則

この訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。

鳥取県情報システム事務処理規程及び鳥取県ウェブサイト運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県訓令第 7 号**

鳥取県情報システム事務処理規程及び鳥取県ウェブサイト運用管理規程の一部を改正する訓令

(鳥取県情報システム事務処理規程の一部改正)

第 1 条 鳥取県情報システム事務処理規程（昭和58年鳥取県訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) I T 統括監 情報技術に関する統括事務を行う者をいう。</u></p> <p><u>2 I T 統括監は、総務部長をもって充てる。</u></p> <p>(システム整備等に係る留意事項)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 <u>総務部長</u>は、所属長がシステム整備等に係る業務を円滑に行うための指針を定めるものとする。</p> <p>(予算要求前協議)</p> <p>第 4 条 所属長は、新たにシステム整備等をしようとする場合において予算措置を伴うときは、あらかじめ I T 統括監に協議しなければならない。既に設置している情報システムを廃止し、又はその全部若しくは一部を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(情報資産の保護)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 <u>総務部長</u>は、県が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性の確保のため、様々な脅威に対する抑止、予防、検知及び回復について、あらかじめ組織的かつ計画的に取り組むための統一的な方針を定めなければならない。</p> <p>3 所属長は、前項の<u>総務部長</u>が定める方針に従い、</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(システム整備等に係る留意事項)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 <u>地域振興部長</u>は、所属長がシステム整備等に係る業務を円滑に行うための指針を定めるものとする。</p> <p>(予算要求前協議)</p> <p>第 4 条 所属長は、新たにシステム整備等をしようとする場合において予算措置を伴うときは、あらかじめ I T 統括監 <u>(地域振興部に所属する情報技術に関する統括事務を行う者をいう。以下同じ。)</u>に協議しなければならない。既に設置している情報システムを廃止し、又はその全部若しくは一部を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(情報資産の保護)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 <u>地域振興部長</u>は、県が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性の確保のため、様々な脅威に対する抑止、予防、検知及び回復について、あらかじめ組織的かつ計画的に取り組むための統一的な方針を定めなければならない。</p> <p>3 所属長は、前項の<u>地域振興部長</u>が定める方針に従</p>

<p>所掌する業務に係る情報資産の保護を適正に行わなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(行政ネットワーク基盤の利用)</p> <p>第7条 所属長は、所管する情報システムを行政ネットワーク基盤（複数の情報システムの利用に供するため、<u>総務部情報政策課長</u>（以下「情報政策課長」という。）が設置し、及び運用するネットワークをいう。）に接続しようとするときは、あらかじめ情報政策課長の承認を受けなければならない。既に接続している情報システムを廃止し、又はその全部若しくは一部を変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>い、所掌する業務に係る情報資産の保護を適正に行わなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(行政ネットワーク基盤の利用)</p> <p>第7条 所属長は、所管する情報システムを行政ネットワーク基盤（複数の情報システムの利用に供するため、<u>地域振興部情報政策課長</u>（以下「情報政策課長」という。）が設置し、及び運用するネットワークをいう。）に接続しようとするときは、あらかじめ情報政策課長の承認を受けなければならない。既に接続している情報システムを廃止し、又はその全部若しくは一部を変更しようとするときも、同様とする。</p>
---	---

(鳥取県ウェブサイト運用管理規程の一部改正)

第2条 鳥取県ウェブサイト運用管理規程（平成22年鳥取県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(助言及び指導)</p> <p>第8条 <u>IT統括監（鳥取県情報システム事務処理規程（昭和58年鳥取県訓令第2号）第2条第1項第5号に規定するIT統括監をいう。以下同じ）</u>は、所属長に対し公式ウェブサイトの運用及び管理に関する助言及び指導を行うことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(助言及び指導)</p> <p>第8条 <u>IT統括監（地域振興部に所属する情報技術に関する統括事務を行う者をいう。以下同じ。）</u>は、所属長に対し公式ウェブサイトの運用及び管理に関する助言及び指導を行うことができる。</p> <p>2 略</p>

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

鳥取県守衛服務規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成26年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県訓令第8号**

鳥取県守衛服務規程を廃止する訓令

鳥取県守衛服務規程（平成4年鳥取県訓令第6号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。